

告 示

埼玉県選管告示第七十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用する場合及び他の政令の規定により例による場合を
含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり所在地の
住所表示の異動の届出があつた。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

施設の開設主体及び名称		所 在 地	
新	旧		
社会福祉法人小鳩会 特別養護老人ホーム小鳩園		埼玉県三郷市幸房六百八十番地	
	埼玉県三郷市中央四丁目八番地四		